

○大津市特定旅館建築規制条例（抜粋）

平成元年6月13日

条例第52号

（目的）

第1条 この条例は、大津市環境基本条例(平成7年条例第39号)の理念にのっとり、特定旅館の建築を規制することにより、快適な生活環境の保全及び健全な教育文化環境の育成並びに調和のある景観の保全を図ることを目的とする。

（特定旅館建築審議会）

第8条 市長は、特定旅館の建築についての判定その他この条例の施行について必要な事項を調査、審議させるため、大津市特定旅館建築審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

○大津市特定旅館建築規制条例施行規則（抜粋）

平成元年7月1日

規則第46号

（趣旨）

第1条 この規則は、大津市特定旅館建築規制条例(平成元年条例第52号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

（特定旅館建築審議会）

第10条 条例第8条の大津市特定旅館建築審議会(以下「審議会」という。)は、委員10人以内をもって組織する。

2 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 識見を有する市民
- (3) その他市長が適当と認める者

第11条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第12条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第13条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

第14条 審議会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

第15条 第10条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。